

『豊後国風土記』の叙述方法

——伝承形成方法の変質——

伊藤 劍

はじめに

『豊後国風土記』は『日本書紀』と類似の文辞を持つ。そのため、『豊後国風土記』研究の柱の一つは『日本書紀』との関係を明らかにすることにあつた。本稿では、特に両書で一致する文辞があることに注目しつつ、『豊後国風土記』が採った叙述方法とその意味について、いささか卑見を述べてみることにしたい。

一 『豊後国風土記』と『日本書紀』の関係―研究史―

『豊後国風土記』は『肥前国風土記』などととも九州風土記として一括りにされることが多い。九州諸国の風土記の編纂に大宰府が関与していた可能性もあり、こうした扱い方に必然性があるのは確かだが、この点は本稿の後の方で触れることとし、ひとまずは『豊後国風土記』に絞って考察を進めることにする。

『豊後国風土記』についての言及は江戸時代に入ってから目立ち始めるが、研究史上特筆すべきなのは井上通泰の業績である。¹⁾

井上の研究が画期的だったのは、九州諸国風土記の現存本（所謂流布本）と『釈日本紀』などに残される逸文との書式の違ひに注目した点にある。これにより、九州諸国の風土記は複数のグループに分類されることが明らかになった。井上はそのグループを三種類としたのだが、この点は現在改められて二種類とすることが定説である。しかし、二種を呼び分ける甲類・乙類の名称は井上の命名を継承したものである。井上の研究を起点とし、以後の研究は複雑な様相を呈することになる。

研究史においては、甲類・乙類ともに『日本書紀』との関係が常に問題とされてきた。これは、三者で内容が酷似する記事が見られることによる。ただし、文辞の一致という観点から『日本書紀』との関係がより問題となるのは甲類風土記（本稿が問題にする現存『豊後国風土記』はこちらに属する）の方である。はじめに述べたような稿者の関心の置き所からも、本稿では甲類風土記に絞って言及することにする。

『日本書紀』と『豊後国風土記』の関係をめぐっては、兄弟関

係にあるのか親子関係にあるのかが問題にされてきた。現在のところ、次の四通りの見解が提出されている。

1 親子関係（『日本書紀』から『豊後国風土記』^②）

2 親子関係（『豊後国風土記』から『日本書紀』^③）

3 兄弟関係^④

4 不明^⑤

一般的な考え方は1である。その根拠として次の二点が挙げられている。一点目は、天皇名をはじめとする人名の表記が、両書間でほぼ一致していることである。例えば、欽明天皇は両書ともに「天国排開広庭天皇」と記される（『古事記』の表記は「天国押波流岐広庭天皇」である）。また、『豊後国風土記』総記に登場する「菟名手」の表記は、『日本書紀』も同様である（『先代旧事本紀』巻一〇国造本紀では、「宇那足尼」と記される。「菟名手」と「宇那足尼」は同一人物と目される）。二点目は、両書の間で非常に似通った文辞が見られることである。

しかし、『日本書紀』から『豊後国風土記』への書承関係を説くためには、もう少し踏み込んだ説明が必要だろう。事実、井上通泰は文辞の類似という同じ根拠を示しつつ、『豊後国風土記』から『日本書紀』への流れを示している^⑦。

ただ、先に結論から述べれば、稿者も通説と同様、『日本書紀』から『豊後国風土記』への書承関係を考えている。稿者なりの根拠は節を改めて示すことにしたい。

二 『日本書紀』から『豊後国風土記』への書承関係

両書の関係について考察する際に稿者が注目したのは、景行紀一二年一〇月条にある、ハヤツヒメの進言を受けて始まる話と、これと比較される『豊後国風土記』大野郡・速見郡の記事の在り方である。左に引用文を掲げておく。上段が『豊後国風土記』下段が景行紀である。文辞が一致している箇所については傍線を施した。

①昔者、纏向日代宮御宇天皇、

在_二球_一軍行宮。仍欲_レ誅_二鼠石窟土蜘蛛、而詔_二群臣、伐_二探

海石榴樹、作_レ椎為_レ兵。即

簡_二猛卒、授_二兵椎、以、穿_レ山

靡_レ草、襲_二土蜘蛛、而悉誅

殺。流血没_レ踝。其作_レ椎之_レ処、

曰_二海石榴市。亦流_レ血之_レ処、

曰_二血田也。〔大野郡〕

②昔者、纏向日代宮御宇天皇、

欲_レ誅_二球磨贈於、幸_二於筑

紫、從_二周防国佐婆津、発船而

渡、泊_二於海部郡宮浦。時、

於_二此村有_二女人。名曰_二速津

媛。為_二其_レ処之_レ長。即聞_二天皇

行幸、親自奉_レ迎奏言「此山

到_二速見邑。②有_二女人。曰_二

速津媛。為_二一_レ処之_レ長。其聞_二

天皇車駕、而自奉_レ迎之_レ謠言

「兹山有大石窟。曰_二鼠石

窟。有_二土蜘蛛。住_二其石

窟。一曰_二青。二曰_二白。又於_二

直入_二巢_レ疑野、有_二土蜘蛛

。一曰_二打媛。二曰_二八田。

三曰_二国摩侶。是五人、並其

為人強力、亦衆類多之。皆曰

「不_レ從_二皇命」。若強喚者、

興_レ兵距焉」。天皇惡之、不

得_レ進行。即留_二于来田見

邑、權興_二宮室而居之。仍

与_二群臣議之曰「今多動_二兵

有_レ大磐窟。名曰_二鼠磐窟_一。土蜘蛛二人住之。其名曰_二青・白_一。又於_二直入郡柵疑野_一、有_レ土蜘蛛三人。其名曰_二打援・八田・国摩侶_一。是五人、並為_レ人強暴、衆類亦多在。悉皆謠言『不_レ從_二皇命_一』。若強喚者、興_レ兵距焉。於_レ茲、天皇遣_レ兵、遮_二其要害_一、悉誅滅。因_レ斯名曰_二速津媛國_一。後人、改曰_二速見郡_一。(速見郡)

兵勢、將隱_二山野_一、必為_二後愁_一。則①探_二海石榴樹_一、作_レ椎為_レ兵。因簡_二猛卒_一、授_レ兵椎、以穿_二山排草_一、襲_二石室之土蜘蛛_一、而破_二于稻葉川上_一、悉殺_二其黨_一。血流至_レ踝。故時人其作_二海石榴椎之処_一、曰_二海石榴市_一。亦血流之処曰_二血田_一也。(二年一〇月)

大野郡・速見郡の記事はともに鼠石(磐)窟の土蜘蛛について言及する。ここではその土蜘蛛の名であるアラ・シロが記載される位置を問題にしたい。『豊後国風土記』には土蜘蛛関係記事が随所に見られる。景行紀に名称の見える土蜘蛛は、『豊後国風土記』もその名称を記すのが通例である。鼠石(磐)窟に穴居する土蜘蛛アラ・シロも例外ではない。ただし、両名の名は、初出の大野郡ではなく、後出の速見郡で初めて明らかにされている。このような記事の在り方は、一見すると不自然なものに感じられる。しかし、これに景行紀を並べてみることで、解決に向けた一つの糸口を見出すことができる。引用文にも示しておいたように、大野郡は景行紀の後半部分と共通の文辞を持つものの、景行紀の対応箇所にはアラ・シロの名はない。一方、速見郡は景行紀の前半部分と文辞を共有するものの、景行紀の対応箇所にはアラ・

シロの名が明記されている。つまり、後出の速見郡の方が鼠石(磐)窟の土蜘蛛について詳しい説明をしている理由は、『豊後国風土記』が景行紀の前半部分を引用したためなのである。同じことだが、初出の大野郡条で『豊後国風土記』が鼠石(磐)窟の土蜘蛛について詳細を記さないのは、既にこの土蜘蛛について説明を施している景行紀後半部分を引用した結果と言える。

もつとも、両書間には微妙な字句の違いも見られる。だが、これは奈良時代の文献引用の態度として不自然なものではない。例えば、『日本書紀』は述作にあたり様々な中国の典籍を参考にしているが、それを引用する際、一字一句そのままに引き写しているわけではない。多少の字句の変更がなされる場合も多々確認される。『豊後国風土記』の引用態度は、当時の引用の在り方として決して異例なものではないのである。小島憲之の言うように、『豊後国風土記』と景行紀のこれだけの一致は、兄弟関係よりも親子関係を示していると考えた方が自然になる。同時に、両書間の文辞の一致は、書写の段階で大野郡条からアラ・シロの名が脱落した可能性を極めて低いものにする。

なお、『日本書紀』の文辞の引用は、『豊後国風土記』に複数見られる。

- ③ 同天皇(景行天皇―稿者注)、欲_レ伐_二土蜘蛛之賊_一、幸_二於柏峡大野_一。々中有_レ石。長六尺、広三尺、厚一尺五寸。天皇折曰「朕得_レ滅_二土蜘蛛者_一、将_レ殲_二兹石_一、如_二柏葉_一而拳

茲石、譬如柏葉而騰^レ。即^レ焉。因蹶之。則如柏上^レ於蹶之、騰^レ如^レ柏葉。因^レ曰^レ蹶石野。(直入郡)

④昔者、纏向日代宮御宇天皇、

從^レ豊前国京都行宮幸^レ於此郡、遊覽地形、嘆曰、「廣大哉、此郡也。宜^レ名^レ碩田国」

【碩田、謂^レ大分】。今、謂^レ大分^レ斯其緣也。(大分郡)

③は、地名たる「野」に結び付くか、遺物たる「石」に結び付くか、『豊後国風土記』と『日本書紀』で関心の向かう先が異なっている。しかし、ともにその起源となる景行天皇の行為の描写は酷似している。また、④は豊前国京都(京)から豊後国大分への景行天皇の移動を記す点が同じである。さらに、傍線を施したように地名起源の根幹となる箇所^①の表現が両書間で一致している。当該条の『日本書紀』への依拠の度合は相当に強い。

如上のことから、『豊後国風土記』の成立年代は『日本書紀』成立以後であることは明らかだ。また、その下限も、秋本吉郎が郷の下に里を置いていることを理由に示した天平一一年説^②に落ち着きそうである。

三 『豊後国風土記』の『日本書紀』受容態度

前節では、文辞の引用という事実から『豊後国風土記』が景行紀に依拠した文献であることを確認した。『豊後国風土記』の景

行紀への強い依拠ぶりは、どうやら別の観点からも確認することができそうである。以下、その具体例について確認していく。前節同様、上段が『豊後国風土記』、下段が景行紀である。

⑤昔者、纏向日代宮御宇大足彦天皇、征^レ伐球磨贈於^レ凱旋之時、發^レ筑後国生葉行宮、幸^レ於此郡。有^レ神、名曰^レ久津媛。化而為^レ人參迎、弁^レ申国消息。因^レ斯曰^レ久津媛之郡。今、謂^レ日田郡者訛也。(日田郡)

⑥昔者、纏向日代宮御宇天皇、行幸之時、此野有^レ土蜘蛛。名曰^レ打媛・八田・国摩侶^③等三人。天皇、親欲^レ伐^レ此賊、在^レ茲野、勅^レ歴^レ旁兵衆。因^レ謂^レ祢疑野^④、是也(直入郡)

「…又於^レ直入郡祢疑野、有^レ土蜘蛛。一曰^レ打媛。二曰^レ八田。三曰^レ国摩侶。…」
復將^レ討^レ打媛、徑度^レ祢疑山。時賊虜^レ之矢、横自^レ山射之。流^レ於^レ官軍前^⑤如^レ雨。天皇更返^レ城原、而下^レ於^レ水上。便勒^レ兵、先擊^レ八田於^レ祢疑野而破。爰打媛謂^レ不^レ可勝、而請^レ服。然不^レ聽矣。皆自投^レ澗谷^⑥而死之。(二二二一年一〇月)

⑦同天皇(景行天皇—稿者注)、即留^レ于^レ来田見邑、權興^レ宮

行幸之時、奉膳之人、擬_レ於_二室_一而居之。(二年一〇月)

をしたと指摘したことの意味はこの点にある。¹²⁾

御飲_レ令_レ汲_レ泉水、即有_二蛇
蠶_一【謂_レ於_二箇美_一】。於_レ茲、
天皇勅云「必將_レ有_レ臭。莫
令_レ汲用_二」。因_レ斯名曰_二臭
泉_一、因為_二村名_一。今、謂_二球罩
郷_一者訛也。(直入郡)

『豊後国風土記』の内容は初めから『日本書紀』に取材し、着想を得たものだったのだろうか。もしそうであれば、述べてきた見解は、『豊後国風土記』の正しい把握の仕方になる。しかし、『豊後国風土記』に記載される内容が『日本書紀』の成立とは無関係に既に地元で定着していた可能性も捨ててはできない。両書を兄弟関係とみる説に通じる理解の仕方である。この場合、『豊後国風土記』編者は『日本書紀』の文辞を意識的に選び取るにより現行の形に体裁を整えたことになる。ただし、そこから窺えるのは『日本書紀』への強い依拠の姿勢に他ならず、かえって『日本書紀』がいかに規範性を持つものであったのかを浮き彫りにすることになる。このような『豊後国風土記』の態度を重視するならば、そこに記載される記事は『日本書紀』に基づいたものとするのが、編述にあたった最終責任者の公式見解になるはずだ。『豊後国風土記』の「原伝承」成立の実情を問うことは、本稿において省略してもよい事柄に属する。

⑧同天皇(景行天皇―稿者注)、
為_レ征_二伐_二土蜘蛛_一之時、起_二行
宮_一於此野。是以、名曰_二宮処
野_一。(直入郡)

四 天平期までの伝承形成方法

⑤景行紀には生葉行宮から日田郡への天皇行幸記事がない。しかし、『豊後国風土記』の「凱旋」なる語は、景行紀一八年八月に南九州の征討・巡狩を終え、的邑(すなわち生葉)に辿り着いたとある記事と矛盾しない。景行紀には、引用文の直後、天皇の帰京日が記されるが、『豊後国風土記』の記述は景行紀の記事の間を縫ったものと見ることが可能である。次の⑥『豊後国風土記』の記事は景行紀に見られるような土蜘蛛討伐記事に基づくものであり、⑦⑧の『豊後国風土記』も、引用した景行紀の記事が設定する枠組の範囲内にある。

『豊後国風土記』が景行紀に依拠する意味は、景行天皇による王化という中央政府の認識を在地の側から確かめ直すことにある¹⁰⁾。これを支えるのが『日本書紀』の持つ正史としての規範性に他ならない。肥後和男が「中央に合わせる形で地方伝承の記述」

前節で見た、『日本書紀』の記事に抵触することなく行間を縫い合わせ、その隙間を埋めていく手法は、実は独り『豊後国風土記』のみに特徴的なことではない。

『出雲国風土記』を例に見ていこう。『出雲国風土記』には、国引神話のような『日本書紀』『古事記』には見られない神話も存在する。ヤツカミゾオミヅヌによる国引は、この神の抱いた「初

国小所作」(意宇郡)との印象を契機に行われたものとされる。この「初国小所作」は、『日本書紀』や『古事記』に見るイザナキ・イザナミの国生み神話を受けたものと読み取ることができ、この場合、出雲国の創世神話とも位置付けられる国引神話が、中央の神話の後日譚としての体裁をとっていることになる。つまり、出雲独自の神話も中央の神話が行う時間設定と整合性が図られていることになる。¹³⁾この事例は、中央政府の神話の存在を前提にしている点で、前節に見た『豊後国風土記』が採った『日本書紀』の行間を利用する手法に通じるものがある。

『出雲国風土記』にはさらに別の類例も存在する。

所造天下大神大穴持命、越八口平賜而還坐時、来坐長江山而詔「我造坐而命国者、皇御孫命平世所知、依奉。但、八雲立出雲国者、我静坐国、青垣山廻賜而玉玦置賜守」詔。

(意宇郡母理郷)

「青垣山」なる語は、当該条を除く上代文献での使用例全てが大和を賛美する言葉とされる。神田典城は、当該条の「青垣山」が出雲の地を大和に比肩する豊饒の地たることを示すために意図的に用いた表現だと述べる。また、国を譲るという行為はその土地の起源を語る本来の神話の在り方と大きくかけ離れたものである。この点に注目した松本直樹は、当該条の発想の根幹に『日本書紀』や『古事記』の国譲り神話があると説いている。¹⁴⁾

所造天下大神命、娶高志国坐神、意支都久辰為命子、俾都久辰為命子、奴奈宜波比売命而、令産神、御穗湏浪美命、是神坐矣。(嶋根郡美保郷)

この地の地主神ミホスミの系譜が記されるが、ヌナガヒメとの婚姻譚の主人公は本来ヤチホコであると考えられている。ヤチホコとオホナムチが結び付くのは、『古事記』で両者が亦名として繋がれていることによる。¹⁵⁾従って、『古事記』を媒介することで初めて成り立つ当該条の系譜記事も、中央神話受容の一例となるのである。

そもそも、中央の伝承に依拠する形での伝承形成は、『日本書紀』『古事記』の成書化とは無関係に行われ得るものである。例えば、『常陸国風土記』によれば、久慈郡在任の長幡部は天孫降臨神話に関わる形で自らの始祖伝承を保持していた。

古老曰「殊売美万命、自天降時、為織御服、從而降之神、名綺日女命、本、自筑紫国日向二所之峯、至三野国引津根之丘。後、及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖、多弓命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之。…」。

天降る主神がホノニギではなく、殊売美万命と記される以上、当該伝承が『日本書紀』『古事記』を直接受けたものでないことは明らかだ。それでも天降り先が「筑紫国日向二所之峯」とあることから、天孫降臨神話の一種と判断するべき伝承である。ただし、天降ったカムハタヒメが日向から美濃へ移動してしまっていることから、天孫降臨神話は長幡部にとり本来無縁のものであったと判断される。¹⁶⁾

また、『山城国風土記』逸文によれば、賀茂県主も長幡部同様、天孫降臨に随伴したという始祖伝承を保持していたことが分かる。

日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭石余比古之御前立坐而、宿坐大倭葛木山之峯。自彼漸遷、至山代国岡田之賀茂……。

ここでは「日向曾之峯」に天降つたのはタケツノミとされている。しかし、山背国を本拠とするこの神単独の日向への天降りを用意することは不自然であり、皇祖神の降臨に随従したと理解すべきものである。

長幡部・賀茂県主両者に共通するのは、天孫降臨という誰もが權威を認める皇室の始祖神話に依拠しつつ自らの伝承を形成する姿勢である。中央の伝承の存在を認め、それに擦り寄る形で伝承形成が営まれている点では、これまで述べてきた『豊後国風土記』や『出雲国風土記』の手法と同様のものに分類できる。こうした手法では、凡その内容が一致さえしていれば伝承の在り方として十分に事足りることになる。風土記における天孫降臨神話の異伝の在り方を例にとれば、ホノニニギの天降りが示唆されてさえいれば、その目的は達成されている。長幡部・賀茂県主両者の伝承に共通の文章構造は見られず、引用するべき統一基準となつた文献の存在を想定することは難しい。

五 『豊後国風土記』の叙述方法

『豊後国風土記』の場合、依拠すべきものを景行紀に求めていることは明らかである。従来この点は、書承関係の証明という関心の置き所から、『豊後国風土記』述作時の資料の問題として処理されてきた。いわば、『日本書紀』受容論である。無論、稿者

もこれに異を唱えるつもりはない。しかし、『日本書紀』の文辭の引用の上に成り立つ『豊後国風土記』が採つた叙述方法には別の価値も見出すことができそうだ。というのも、伝承形成の方法という視点で眺めた時、天平期までに成つた現存する文献の中にあつて、『豊後国風土記』は異例な存在のように思われるからである。

確かに、天平期の文献の中には、その叙述方法からある文献の特定の箇所を彷彿とさせるものもある。次に引用する『出雲国風土記』桶縫郡総記の記事などはその例となる。

所_三以号_二桶縫_一者、神魂命詔
「五十足_二天日栖宮_一之縦横御量、
千尋_二桡_一繼持而、百八十_二結々_一
下_二大神之宮造奉_一詔而、御
子天御鳥命、桶部_二為而、天下
給之。尔時、退下来坐而、大
神宮御裝桶造始給所、是也。
（『出雲国風土記』桶縫郡
代紀第九段一書第二）

傍線を施した部分のように、両書に類似の表現が存在する。さらに、司令神の異なりから『古事記』の受容まで含めて論じられるところでもある。ただし、「千尋桡繩（繼）」に注目すると、『日本書紀』ではオホナムチの宮殿の壮大さそのものを示す手段として使われているのに対し、『出雲国風土記』では宮殿を作る際の尺度を示すものに改められている。¹⁸⁾ 両書の内容面には明らかな異

なりが生じている。文体の違いを差し引いても、『出雲国風土記』の態度は、『豊後国風土記』に見たような厳密な意味での引用とは異なるのである。前節で『出雲国風土記』の『日本書紀』『古事記』受容の例として挙げた事柄も、問題になっているのは内容との整合性であった。そこでは『豊後国風土記』のように細かな表現までが一致するわけではない。

もつとも、『日本書紀』には文献の引用により成り立っている箇所も存在する。『釈日本紀』によれば、壬申紀には従軍者の日記をそのまま引用している箇所がある。しかし、壬申紀の引用は記録の転写や正確性を期した態度の現れであり、『豊後国風土記』の引用態度とは目的が異なるものである。また、『伊吉連博徳書』のように、外国関係記事に関わるところで文献名を示し、時に長文であっても煩を厭わずに引用する例もある。ただし、これは本文の主張するところを別文献によっても確認したものである。その引用態度は壬申紀に通じるもので、『日本書紀』の文辞の引用という形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風土記』とは異なる。

神代紀に目を向ければ、第十段の本文は諸一書の文辞の組み合わせから成っていることが指摘されている²⁰。しかし、本文・諸一書間で話の内容に差異が乏しいことが特徴である第十段において、本文が一書を抜書きする際にどうしてもその一書でなければならなかった必然性を求めることは困難である。従って、これも『豊後国風土記』の景行紀引用とは性格が異なる。

一方、神代紀第九段では、天孫の降臨とその後の移動を語る場

面の文辞が、本文・一書第一・同第二・同第四・同第六で酷似している。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などは権威への依拠という『豊後国風土記』と共通の態度の現れである可能性がある。しかし、文字面まで追った形で依拠しなければならぬ文献が存在していたのなら、天孫降臨の場面のような文辞の一致は、本文・諸一書間でもっと遍在するべきだろう。ただし、このような例が大勢を占めているわけではなく、神代紀を貫く原理になっているとは決して言うことができない。

『日本書紀』を見る限り、『豊後国風土記』のような方法は未だ普遍的なものとして確立していなかったようである。しかし、『豊後国風土記』以後に成立した奈良時代の『藤氏家伝』や、平安期の『古語拾遺』『新撰亀相記』『住吉大社神代記』などは、『日本書紀』や『古事記』の引用の中に独自の主張を織り交ぜている²¹。つまり、引用される文献自体の持つ力にまで依拠するようになるのである。伝承形成の在り方をこのように見通した時、『豊後国風土記』の果たした役割は非常に大きなものであったと言えるのではないだろうか。『豊後国風土記』を境に伝承形成方法が変質している事実が現象として存在するのである。

六 九州諸国風土記における『豊後国風土記』の位置

ただし、『日本書紀』の引用から成り立つ風土記は、『豊後国風土記』以外にも存在する。九州諸国の甲類風土記である。はじめに触れたように、『豊後国風土記』と『肥前国風土記』が一括のものとして扱われる理由の一つはこの点にある。この他にも、兩

書は郡の書出しなどの書式面でも一致している。従って、九州諸国風土記の成立の背景には、通説の通り大宰府の大きな指導力があったと考えるべきである。その大宰府からの指令の一つに、『日本書紀』の参照という項目があったに違いない。だからこそ『日本書紀』との文辞の一致が多々見られるのである。しかし、実際の『日本書紀』の利用方法は各国で異なっていたのだろう。『肥前国風土記』の冒頭部分を、『日本書紀』と比較する形で引用してみよう。

總向日代宮御宇大足彥天皇、
誅_レ球磨贈於_レ而、巡_レ狩筑紫
國之時、從_レ葦北火流浦發
船、幸於火國。度_レ海之間、
日没夜冥、不_レ知_レ所_レ著。忽
有_レ火光、遙視_レ行前。天皇
勅_レ棹人曰「直指_レ火処」。
応_レ勅而往、果得_レ著崖。天
皇下_レ詔曰、「火燎之處、此号
_レ何界。所_レ燎之火、亦為_レ何
火」。土人奏言、「此是_レ火国八
代郡火邑也。但不_レ知_レ火
主」。于_レ時天皇、詔_レ群臣
曰「今此燎火、非_レ是人火。
所以_レ号_レ火国、知_レ其_レ由」。
(『肥前国風土記』総記)

從_レ葦北發船到_レ火国。於是、
日没也。夜冥、不_レ知_レ著_レ岸。
遙視_レ火光。天皇詔_レ挾杪者
曰「直指_レ火処」。因指_レ火往
之。即得_レ著_レ岸。天皇問_レ其
火光之處。曰「何謂_レ邑也」。国
人對曰「是_レ八代県豊村」。亦
尋_レ其火。「是誰人之火也」。
然_レ不_レ得_レ主。茲知、非_レ人火。
故名_レ其国曰_レ火国也。(景
行紀一八年五月)

両書の大きな相違点は「火国」の命名者である。『日本書紀』は景行天皇としているが、『肥前国風土記』は「所以号_レ火国、知_レ其_レ由」と結ばれているように景行天皇としておらず、引用文の前で崇神天皇を命名者としているのである。つまり、『肥前国風土記』は景行紀の記述をそのまま用いているものの、その引用は崇神天皇による命名を追認する形で行っていることになる。『豊後国風土記』が景行紀に掲載される地名起源をほぼそのままの形で引用していたのは異なるのである。このような『日本書紀』に対する微妙な態度の差異に起因することだろうが、両者の説話形成の論理は異なっているように見受けられる。『日本書紀』などの内容と異なることを述べる際、そこに触れないという方法を採らない『肥前国風土記』の方法は、『豊後国風土記』のそれとは別のものである。『日本書紀』に依拠する形で自らの主張を行う手法は、『肥前国風土記』よりも『豊後国風土記』の方により顕著に現れている。

なお、逸文風土記はまとまった分量で残されておらず、全体像が不明なため、これについての言及は憶測の域を出ない。しかし、『釈日本紀』に残される『筑前国風土記』大三輪神条や『筑後国風土記』生葉郡条は、『日本書紀』に類似の内容が記載されているものの、何れも『日本書紀』と異なる文辞で構成されている。また、同じく『釈日本紀』所収の『肥後国風土記』総記は、先に引用した『肥前国風土記』の内容と同じである。これらの『日本書紀』への依拠の度合は、『豊後国風土記』と比較して小さい印象を受ける。勿論、これら三風土記には、『日本書紀』を踏襲し

たと思しき逸文も確認される。しかし、右に挙げた例の存在から、『日本書紀』に対する態度は『豊後国風土記』のそれよりも『肥前国風土記』に近いと言えるのではなからうか。

おわりに

かつて小島憲之は九州諸国甲類風土記を念頭に、「日本書紀を当時の古典としたことは天平以降の一般の傾向」だと述べた。この小島の指摘を受けて本稿が強調したいことは、『豊後国風土記』が『日本書紀』を「古典」として扱った最初期に位置し、その嚆矢となった点である。さらに言えば、『日本書紀』を「古典」とすることに、伝承形成の方法が、既存の伝承の内容との類似という漠然としたものから、文辞を踏まえるという具体的なものになっていくのである。本稿は、『豊後国風土記』をその画期として位置付けるを試みたものであるが、結果として見通しを述べるに止まってしまった。論じ尽くせなかつた個々の文献に即した分析は別稿に譲ることにする。

注(1) 井上通泰『肥前国風土記に就いて』(『歴史地理』五八一三、一九

三二年)・同『肥前風土記新考』(巧人社、一九三四年)。

(2) 倉野憲司「風土記」(『日本文学史』第三卷 大和時代下)、三省堂、一九四三年)・小島憲之「記紀翻案史をたどる」(『国語国文』一四一四、一九四四年)・平田俊春「九州風土記の成立と日本書紀」

(『日本古典の成立の研究』、日本書院、一九五九年)・瀬間正之「豊後国風土記・肥前国風土記」の文字表現」(『上智大学国文学科紀要』二二、二〇〇五年)他。

(3) 井上通泰前掲(1)『肥前風土記新考』・坂本太郎「風土記と日本書紀」(坂本太郎著作集四『風土記と万葉集』、吉川弘文館、一九八八年)・関和彦「九州『風土記』と『日本書紀』」(古代文学講座一〇『古事記・日本書紀・風土記』、勉誠社、一九九五年)他。

(4) 佐佐木信綱「風土記」(『上代文学史』上、東京堂、一九四八年)・坂本太郎「風土記」(九州地方風土記補考」(坂本太郎著作集六『大化改新』、吉川弘文館、一九八八年)。

(5) 八木毅「九州風土記覚書」(『古風土記・上代説話の研究』、和泉書院、一九八八年)。

(6) 倉野憲司前掲(2)・小島憲之「風土記の述作」(『上代日本文学与中国文学』上、塙書房、一九六二年)。

(7) 井上通泰前掲(1)『肥前風土記新考』。

(8) 小島憲之前掲(6)。

(9) 秋本吉郎「九州及び常陸国風土記の編述と藤原宇合」(『風土記の研究』、ミネルヴァ書房、一九六三年)。なお、現在ではさらに成立時期を絞り込み、天平五年の奥書を持つ『出雲国風土記』と同じ頃とみなす説が有力なようである。一方、これには否定的な見解も提出されている(荊木美行「九州地方の風土記について」(一)―成立時期をめぐって―『古代史研究と古典籍』、皇学館大学出版部、一九九六年)。ただし、本稿の関心としては、『豊後国風土記』が『日本書紀』成立後の文献であることが確認できれば良いので、この問題には立ち入らない。

(10) 長谷川一浩「景行天皇と九州風土記」(『歴史手帖』一七一五、一九八九年)・西別府元日「豊後国風土記」の成立」(『風土記の考古学』(『豊後国風土記』の巻)、同成社、一九九五年)。

(11) 肥後和男「肥前国風土記・豊後国風土記」(『風土記抄』、弘文堂書房、一九四二年)三九四頁。

(12) 第二節で引用した②の記事では、佐婆津から海部郡宮浦へという『日本書紀』には見えない航路が示されている。また、佐婆津が起点となった航海中の出来事を語った記事は国埼郡総記にも見える。

しかし周防国佐婆津という豊後国の外部の地を出発地点とする発想自体『日本書紀』に学んだものと考えられる。秋本吉郎前掲(9)は「個々の伝承ごとに書紀の記載の都合のよかるべき箇所に関連つけたものである」(二一五頁)と述べている。景行紀を尊重する「豊後国風土記」の態度に揺るぎは無い。

(13) 原田雅子『出雲国風土記』における「国引き神話」の意義(早稲田大学国文学会二〇〇五年度秋季大会口頭発表表、於・早稲田大学、二〇〇五年)。

(14) 神田典城「出雲国風土記にあらわれた神話的世界」(『日本神話論考 出雲神話篇』、笠間書院、一九九二年)。

(15) 松本直樹『出雲国風土記注釈』(新典社、二〇〇七年)。

(16) 松本直樹前掲(15)。

(17) 拙稿「天孫降臨と随伴神—「記紀神話」論にむけて—」(『国文学研究』一四七、二〇〇五年)。

(18) 松本直樹前掲(15)。

新刊紹介

日下 力著

『いくさ物語の世界』

——中世軍記文学を読む——

『「家物語」を代表とするこの国のいくさの物語は、戦争という現実に向かい、どれほどの距離を持って、言葉を選びとる行為をしたのであろうか。』この深い問いに

(19) 毛利正守「日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ」(『国語と国文学』八二—一〇、二〇〇五年)。

(20) 太田善磨「神代紀『海宮遊行章』考」(『古代日本文学思潮論Ⅲ—日本書紀の考察—』、桜楓社、一九六二年)。

(21) 『藤氏家伝』については『日本書紀』との兄弟関係を主張する説もあるが、両書の成立年代から『日本書紀』の影響をも考えるべきである。矢嶋泉「家伝」の資料性(『藤氏家伝』鎌足・貞慧・武智麻呂伝)注釈と研究、吉川弘文館、一九九九年)参照。

(22) 小島憲之前掲(6)六五四頁。

※ 『出雲国風土記』を除く「風土記」と『日本書紀』の引用は日本古典文学大系に依った。『出雲国風土記』の引用は松本直樹『出雲国風土記注釈』(注(15))に依った。ただし、分注は【】内に入れた。また、一部私に表記を改めたところもある。

始まる本書は『保元物語』『平治物語』『平家物語』『承久記』の四作品に亘り、いくさ物語の表現世界を新書の形で解り易く著した一冊である。

作品が生まれる背景から、いくさが物語や人々にもたらした明暗について丁寧に分析・解説されているほか、物語としての描写・技法についても実に多面的に追究がなされている。更に第六章「いくさ物語の強さ」では、過酷な記憶から紡がれた物語の

写・技法についても実に多面的に追究がなされている。更に第六章「いくさ物語の強さ」では、過酷な記憶から紡がれた物語の

二〇〇八年六月 岩波書店 新書判 二二六頁 税込七七七円) [齋藤直寿]